

## 令和8年度任意継続被保険者の標準報酬月額上限改定について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、前年9月末日現在の全被保険者の平均額とされています。当組合における令和7年9月30日の平均額は438,190円であったため、標準報酬月額の上限を下記のとおり改定することをお知らせいたします。

### 記

#### 1 任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）

28等級 440,000円（令和8年3月31日までは410,000円）

#### 2 適用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで